

平成27年度 全国児童養護施設協議会 事業計画

平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が施行され、社会的養護を含む我が国の児童家庭福祉は、大きな転換点を迎える。この流れのなか、児童養護施設等社会的養護関係施設の職員配置については、同4月より、「社会的養護の課題と将来像」で国が示した基準まで引き上げるための予算措置が図られることとなり、まだ不十分ではあるものの、我われの長年の要望が大きく前進することとなった。

また、平成27年度は都道府県推進計画、家庭的養護推進計画の初年度でもあり、今後の社会的養護の方向性を示す重要な一年となる。

こうしたなか、児童相談所における平成25年度児童虐待相談件数が過去最高を更新し、児童養護施設入所児童の6割が被虐待経験を有するとの調査結果が公表されるなど、子どもの育ちや子育て家庭をめぐる状況は、依然として厳しい環境にある。

また、子どもの貧困に対する社会の関心の高まりを受け、社会的養護を必要とする児童への支援は、今後ますますその重要性が増していくことが想定される。

一方、社会福祉法人・社会福祉施設に対する社会の意識が厳しく変化する中、昨年度末に社会保障審議会福祉部会が取りまとめた報告書では、再投下可能な財産を有する社会福祉法人に対し、当該財産を計画的に社会福祉事業や地域公益事業に投下することが求められるなど、社会福祉法人制度の大きな転換を提起した。私たち児童養護施設においても、入所児童への養育・支援はもちろん、地域の子育て家庭や地域の子どもたちの健全な成長に対し、積極的な役割を果たしていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、本会は関係団体と密に連携を図るとともに、児童養護施設の地域貢献という観点も踏まえつつ、以下の事業に取り組むものとする。

重点事項

1. 新たな予算措置による全施設における職員増配の早期実現

平成27年度国家予算において、職員配置基準が改善されたことを受け(平成27年3月3日現在、関連法案が国会審議中)、全会員施設が早期に基準ベースの職員配置を行うことができるよう、関係機関へ働きかけるとともに、人材確保・育成に向け必要な支援を行う。

2. 「社会的養護の課題と将来像」の実現に向けた施設の小規模化、地域分散化等の推進

子どもの個別的養育を推進し、生きていくことの自信を得て、社会的自立を目指した豊かな育ちを実現するため、施設の小規模化と家庭的養護の推進に取り組むとともに、養育の質のさらなる向上を図るため、必要な職員配置の改善(小学生以上3:1等)を求める。

また、「社会的養護の課題と将来像」を実現するため、「児童養護施設等の課題と将来像の実現をめざして～制度の変革期に提言する～」(小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会報告書)で提言した課題の解決に向け、関係機関へ働きかける等その実現をめざす。

3. 職員の専門性の向上および養育の質を高めるための人材確保・育成の推進

入所児童に対し質の高い継続した養育を保障するため、人材の確保と定着に向けた制度的課題の改善をめざすとともに、施設の実態に即した人材確保策や労働条件整備のあり方を検討する。

また、職員の専門性向上を図るための育成体系・研修体系を構築するため、「児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」をベースとして、そのあり方を検討する。

特に今年度は職員配置基準の改定に伴い、人材確保・育成・定着策は重点課題として取り組むこととする。

4. 地域の子育て支援拠点としての役割の推進

施設がもつ子育てのノウハウや専門機能を地域に還元し、一般家庭も含めた地域の子育て支援拠点としての役割を推進する。同時に児童虐待の防止やその対応についても、施設の有する専門機能を活用し、また、児童家庭支援センターの設置促進を図ることで、児童養護施設が地域に貢献し、社会的役割を積極的に果たしていけるよう支援する。

また、要保護児童対策地域協議会への積極的参画を働きかけ、市町村と連携した地域子育て支援に積極的に取り組むことができるよう支援する。

5. 被措置児童等虐待の根絶に向けた取組みの強化

被措置児童等虐待の早期根絶に向け、平成27年度から3年度内を目途に、全会員施設の全職員が入所児童の権利擁護に関する研修会等を受講できるよう、都道府県養協に対し当該研修会等の開催を働きかけるとともに、必要な支援を行う。

また、被措置児童等虐待根絶のための特別委員会を引き続き設置し、事例分析等を通じた予防・対応策の検討を行うとともに、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト(施設版・職員版)」の実施や、倫理綱領の普及等を通じ、会員施設職員等の人権意識の涵養を図る。

6. 継続的な支援による子どもたちの自立支援の充実・強化

就労や進学等施設退所後の子どもたちの生活を支えるため、インケアからリービングケア、そしてアフターケアに至る継続的な支援を強化するとともに、大学等進学時の経費や住居確保に関する支援の充実等を図る。

また、親から子への貧困の連鎖を断ち、或いは施設退所児童が貧困に陥ることのないよう、課題を整理するとともに必要な対応を行う。

7. 大規模災害に備えた支援体制の構築および施設防災力の強化

本会「大規模災害対応指針」の策定を受け、大規模災害発生時の本会、ブロック協議会、都道府県協議会の役割及び連携、支援体制づくり等に向けた実効性を高めるための取り組みを進める。また、各児童養護施設の防災力・減災力の強化を図るための取り組みを進める。

専門部事業

制度政策部

1. 社会的養護をめぐる制度課題への対応

- 家庭的養護推進計画及び都道府県推進計画への対応
(小規模化推進、制度のあり方検討特別委員会報告書をもとに、小規模化、地域化の推進が可能な職員配置の実現をめざし、制度政策活動を展開する。)
- 児童養護施設の地域支援(子育て支援、要保護児童支援、子どもの貧困対策)の拡充に向けた対応
- 児童養護施設による(社会福祉法人の)「地域公益活動」の展開に向けた取組み
- 児童の自立支援策の拡充に向けた取組み
- 職員の人材確保、育成、定着策への対応
(特に資格制度のあり方や給与水準の引き上げ等の職員の待遇改善に向けた取組み)
- 第三者評価・自己評価の推進(養育の向上及び情報公開の推進)

2. 入所児童の権利擁護の推進(総務部共管)

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の促進
- 被措置児童等虐待防止に向けた取組み、権利侵害事案への対応

3. 平成28年度国家予算確保への運動展開

- 国家予算要望の実施
- 人材確保と人材育成策の重点的要望
- 人員配置基準の改善や職員の待遇改善に向けた予算・制度対策活動の実施

4. 児童福祉の諸制度や課題への対応における連携・協働の推進

- 全社協・児童福祉関係種別協議会との連携・協働の推進
- 里親、施設等社会的養護関係種別団体との連携・協働の推進
- 児童虐待防止等諸課題への対応をはかるために必要なソーシャルアクションの実施、他種別や他団体との連携・協働の推進
- 社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会等における意見表明

5. 社会的養護への理解と支援を得るための立法府等に対する活動

- 政策実現をはかるための国会議員等への要請、働きかけ
- 「児童の養護と未来を考える議員連盟」等への働きかけ

6. 予算・制度対策活動に係る必要な調査研究の実施

- 各施設における「家庭的養護推進計画」、各自治体の「都道府県推進計画」等の動向把握
- 18歳児童の措置延長の実態とあるべき制度の検討
- 人材確保対策、人材育成対策の実態とあるべき制度や取組みの把握と検討

7. 制度政策に関する情報の共有化

- 児童養護施設等の積極的広報の展開(四部共管)
- ブロック、都道府県組織の取組みや成果の共有化(全養協通信や制度政策情報)の活用)

8. 制度政策事業のスケジュール化と点検・振り返り

総務部

1. 組織活動の円滑な推進

- 総会、常任協議員会、(拡大)正副会長会議、ブロック長会議等各種会議の開催
- ブロック・都道府県協議会活動の強化推進、ならびに情報提供等支援の実施
- 内規・規程・要綱・要領等の策定や適宜見直し等
- 会員施設基礎調査の実施(調査研究部共管)

2. 入所児童の権利擁護の推進(制度政策部共管)

- 「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と活用の推進
- 「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」の設置と、事例収集・分析による対応策の検討
- 「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」(施設版、職員版)の実施
- 被措置児童等虐待防止に向けた取組み、権利侵害事案への対応

3. 施設を退所する子どもの自立支援事業の推進

- 身元保証人確保対策事業制度の普及と利用促進
- アトム基金「進級応援助成制度」の実施
- JX-ENEOS奨学助成制度、社会人一年生スタート応援助成制度等、各種奨学助成制度等への協力

4. 大規模災害等への対応と支援体制の構築検討

- 「防災チェックリスト」を活用した、児童養護施設の防災(減災)力の強化促進

5. 第69回全国児童養護施設長研究協議会の開催

[日程]平成27年10月7日(水)～9日(金)

[会場]秋田キャッスルホテル

[定員]600名

- ・永年勤続感謝、児童文化奨励絵画展、研究奨励賞(松島賞)の実施

6. 第70回全国児童養護施設長研究協議会記念誌作成に向けた取組み

- 記念誌編纂委員会の設置

7. 各ブロック大会との連携、協力

- 全国8ブロック協議会の大会・研修会開催を支援し、ブロック組織活性化を促進

- 各ブロック協議会の大会・研修会等において、職員配置改善や小規模化に伴う実態等に関する意見交換等を行うことができるよう支援

北海道ブロック	調整中
東北ブロック	平成27年6月18～19日（青森県青森市）
関東ブロック	平成27年7月1～2日（長野県長野市）
中部ブロック	平成27年6月3～5日（石川県金沢市）
近畿ブロック	平成27年6月9～10日（兵庫県神戸市）
中国ブロック	平成27年6月2～4日（鳥取県米子市）
四国ブロック	平成27年6月18～19日（香川県高松市）
九州ブロック	平成27年6月9～11日（長崎県長崎市）

8. 広報活動の推進

- 児童養護施設等の積極的広報の展開(四部共管)
- 情報提供活動の強化
 - ①全養協通信の発行(全施設対象:随時)
 - ②全養協ホームページの運営と内容充実(随時)
 - ③協議員に向けた情報提供(必要に応じて随時)
 - ④「平成27年度全養協便覧(全養協情報NO.35)」の発行(全施設対象)
 - ⑤「全国児童養護施設一覧」の発行(全施設対象)
- 季刊「児童養護」の内容充実と普及促進

9. 災害見舞金制度の運用

- 災害見舞金制度見直しの検討

10. 企業・団体等による社会貢献活動等への協力

調査研究部

1. 平成27年度会員施設基礎調査の実施(総務部共管)
2. 児童養護施設入所児童の進路・支援に関する調査の実施
 - 平成26年度退所児童を対象とする。
3. 児童養護施設の研修体系構築に向けた取組みへの協力
 - 「児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会」に参画し、研修体系構築に向けた取組みに協力する。
4. 新たな広報誌の検討への協力
 - 平成26年度に試行的に発行した「全養かわら版」について、引続き「新たな広報誌の検討に係る作業委員会」の活動に協力する。
5. その他必要に応じた調査研究の実施

研 修 部

1. 児童養護施設の研修体系構築に向けた取組み

- 「児童養護施設職員の研修体系構築に向けた検討委員会」がとりまとめた報告書をもとに、同検討委員会を継続して設置し、研修体系の構築に向けて引続き検討する。

2. 「平成27年度全国児童養護施設中堅職員研修会」の企画・運営

- [日 程]平成28年1月12日(火)～14日(木)
- [会 場]東京都内
- [定 員]200名

3. 「第69回全国児童養護施設長研究協議会プログラム委員会」の企画・運営

4. 「研究奨励賞(松島賞)運営委員会」の企画・運営

5. ブロック・都道府県が主催する「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」の支援

- 「被措置児童等虐待根絶のための特別委員会」と連携し、ブロック及び都道府県養協において「被措置児童の権利擁護(虐待防止)に関する研修会」を開催し、3年間をかけて全施設職員が受講するよう支援する。

6. 「平成27年度社会的養護を担う児童福祉施設長研修会」の企画・共催

- 西日本会場
 - [日 程]平成27年9月3日(木)～4日(金)
 - [会 場]大阪ガーデンパレス
- 東日本会場
 - [日 程]平成27年12月3日(木)～4日(金)
 - [会 場]全社協・灘尾ホール

7. 「平成27年度ファミリーソーシャルワーク研修会」の企画・共催

- [日 程]平成28年2月8日(月)～9日(火)
- [会 場]東京都内
- [定 員]300名

8. 「社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会」(国立武蔵野学院)への協力

児童養護編集委員会

1. 季刊「児童養護」の編集・発行(第46巻／第1号～第4号)(総務部所管)

〈編集方針〉

- ①現場実践の道標となりうる養護理論の形成と、法則性の発見をめざした全国的な児童養護施設の専門誌とする。
- ②歴史的・社会的に有意な実践を紹介し、社会的養護を拡充させるための一助とする。
- ③子どもの人権擁護の立場にたち、内外に問題提起の役割を担う。「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の普及と養育実践への具体化を進める。
- ④施設間での連携やネットワークをはかるための一助とする。
- ⑤児童福祉に関する機関・団体、教育・研究機関、その他、関心をもつ人々へ社会的養護の実践、課題を広く知らせ理解を図る。

〈発行予定〉

- 第46巻第1号・平成27年6月
- 第46巻第2号・平成27年9月
- 第46巻第3号・平成27年12月
- 第46巻第4号・平成28年3月